

利用した覚えのない請求は、すぐに支払わないで

「利用した覚えがない請求が届いたが、どうしたらよいか」という架空請求に関する相談が多くあります。手段は電話・電子メール・SMS・ハガキなど多様です。支払い方法も銀行口座への振込みだけでなく、支払番号を伝えコンビニのレジで支払わせたり、プリペイドカードの番号を伝えさせたりと様々です。

指示されるままに対応し、代金を支払ってしまうと二度とお金が戻ってこないケースがほとんどです。全く覚えがないのであれば、無視してください。

アドバイス

・電話などで身に覚えのない未納料金を請求されても、絶対に相手にせず無視する。

国際電話が不要な場合の休止手続き【無料】

国際電話不取扱受付センター (☎ 0120-210-364)

・非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さない。不明な点があれば、事業者の本来の連絡先を自分で調べて問い合わせる。

・不安を感じる場合は、警察や消費者ホットライン「188」に相談する。

事例

事例 1

携帯電話の留守電に大手電話関連会社を名乗る着信があり、自動音声で「未納料金が発生している」と伝言が残っていた。

事例 2

スマートフォンに、契約していない電力会社から「未払いがある」というメールが届いた。

事例 3

収納代行業者を名乗る着信があり「有料サイト利用料金が未納なので、法的措置をとる」と連絡があった。海外から発信されているようだ。

事例 4

携帯電話に着信があり、未納料金があると言われ、個人情報伝えてしまった。

今やろう！ 防災アクション



Vol.55

図 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

地震に備えた室内の安全対策

近年の地震による負傷者の 30 ～ 50% は、家具類の転倒・落下・移動が原因です。室内の安全対策には、部屋に物を置かないことが最も重要です。

室内の安全対策

▶家具の数を減らす

押し入れやクローゼットなどに集中的に収納する

▶転倒防止処置をする

- ・ドアや避難経路をふさがないようにレイアウトを工夫する
- ・部屋の出入口や廊下には倒れやすい家具類を置かない
- ・固定できないときは、倒れても出入口をふさがない位置に置く

▶不安定な場所に物を置かない

- ・高い場所に物を置かない
- ・不安定な場所（じゅうたんや畳の上など）に倒れやすい背の高い家具は置かないようにする

生活安全ニュース

図 天理警察署 ☎ 0743-62-0110

田原本警察庁舎 ☎ 33-0110

■ 9月21日～30日は「秋の交通安全県民運動」 「交通事故にあわない・おこさない」ために

①横断歩道は歩行者優先

▶ドライバー…横断歩道で歩行者が渡ろうとしている時は、一時停止しましょう。

▶歩行者…手を挙げて、横断する意思表示をしましょう。

②反射材の活用

夕方・夜間・早朝に歩いて出かける時は、反射材を身に付けましょう。

③自転車の安全な利用

自転車に乗る時は、ヘルメットを着用し左側通行などの交通ルールを守って安全に走行しましょう。

④バイクの交通事故に注意

速度を抑え、車間距離を十分に空けて走行しましょう。

⑤飲酒運転は悪質な犯罪です

飲酒運転をした人・車を貸した人・お酒を提供した人・同乗した人、全員が処罰対象です。車だけでなく、自転車も同様です。

無料相談窓口

相談名	日時	場所	内容	その他
無料税務相談 (予約制)	9月17日(水) 午後1時～4時 (1人30分以内)	町役場2階 会議室201	国税に関する一般的な税 務相談	対象＝税理士に依頼していない人 担当＝近畿税理士会桜井支部所属の税理士 申込＝税務課町民税係 ☎ 34-2112(9月1日(月)から受付) 図 近畿税理士会桜井支部事務局 ☎ 41-6477
消費生活相談	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後3時	町役場1階 相談室1C	商品やサービスに関する 相談	担当＝消費生活相談員 相談方法＝面談・電話 (☎ 32-2901〈内線174〉) 図 住民保健課 ☎ 34-2087
人権相談	9月18日(木) 午後1時～3時	町役場2階 会議室201	人権問題に関わる困りご と相談	図 住民保健課 ☎ 34-2087
みんなの人権 110番	電話での相談になります。 ☎ 0570-003-110		人権問題に関わる困りご と相談	図 奈良地方務局中和支局 ☎ 22-3045
中南和法律セン ター (予約制)	10月1日(水) 午後1時～4時 (1人30分程度)	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	申込開始日時＝9月17日(水)午前9時30分～ 図・予約 奈良弁護士会 (☎ 0742-22-2035 / 午 前9時30分～午後5時 / 土・日曜日、祝日を除く) ※中南和各地でも相談を実施しています。
無料法律相談 (予約制)	9月18日(木) 午後1時～4時 (1人30分程度)	町役場1階 相談室1C	弁護士による法律相談	定員＝6人(申込順) 図・予約 9月1日(月)から、住民保健課 (☎ 34- 2087) へ。
行政相談	9月18日(木) 午後1時～3時	町役場2階 相談室2B	国の行政全般についての 不満、要望などの相談	図 住民保健課 ☎ 34-2087
青少年悩みごと 相談 (予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後4時	青垣生涯学 習センター	自分の子どもや地域の青 少年にかかわる相談	担当＝社会教育指導員 図・予約 文化振興課 ☎ 32-6193
やすらぎ相談 通常相談 (予約制)	毎週火・水・金曜日 午後1時～4時	青垣生涯学 習センター	園・学校になじみにくい 幼児、小・中学生と保護 者のための相談	図・予約 教育総務課 ☎ 34-2074
やすらぎ相談 特別相談 (予約制)	9月24日(水) 午前10時～ 午後3時30分	青垣生涯学 習センター	園・学校になじみにくい 幼児、小・中学生と保護 者のための専門的な相談	担当＝公認心理師 図・予約 相談日の1週間前までに教育総務課 (☎ 34-2074) へ。
若者自立のため の無料相談 (予約制)	9月24日(水) 午後2時～4時	町役場1階 相談室1C	さまざまな理由で働くこ とが困難な若者や、その 家族のための相談(厚生 労働省委託事業)	図・予約 若者サポートステーションやまと ☎ 44-2055 ※予約は前日まで。
しごと相談 (予約制)	9月25日(木) 午前9時30分～ 午後0時30分	町役場1階 相談室1C	しごとに関わる相談全般	図・予約 高田しごとiセンター (☎ 0745-24- 2010 / 午前9時～午後4時 / 日曜・祝日を除く) ※予約・キャンセルは前日の午後4時まで。
生活自立相談 (予約制)	要予約	都度ご案内 します	失業などで生活や経済的 にお困りの人への相談・ 支援	図・予約 県中和・吉野生活自立サポートセンター (☎ 0120-85-1225 / 午前9時～午後5時 / 土・日曜日、 祝日を除く / ☐ cysupportc@nara-shakyo.jp)
心配ごと相談 (予約制、空きが あれば当日可)	9月25日(木) 午後1時～4時	町社会福祉 協議会2階 相談室	家庭問題、財産など生活 上の悩みの相談	担当＝民生児童委員ほか 図 町社会福祉協議会 ☎ 34-2118